

会社法施行規則等の一部を改正する省令案に関する概要説明

第1 改正の趣旨

本省令案は、事業報告に記載又は記録すべき事項の一部、貸借対照表及び損益計算書に記載又は記録すべき事項並びに連結貸借対照表及び連結損益計算書に記載又は記録すべき事項について、電子提供制度における書面交付請求をした株主に交付する書面（以下「電子提供措置事項記載書面」という）に記載することを要しない事項とするとともに、いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度の対象事項においても同様の見直しをするため、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）並びに会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（令和3年法務省令第45号）の改正を行うものである。

第2 改正の内容

- 1 事業報告に記載又は記録すべき事項のうち役員の責任限定契約に関する事項、事業の経過及びその成果、対処すべき課題、補償契約に関する事項及び役員等賠償責任保険契約に関する事項、貸借対照表及び損益計算書に記載又は記録すべき事項並びに連結貸借対照表及び連結損益計算書に記載又は記録すべき事項を、電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項とする（会社法施行規則第95条の4第1項第2号～第4号）。
- 2 いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度においても、上記1に掲げる事項と同様の事項について、インターネット上のウェブサイトに掲載し、そのウェブサイトのURL等を株主に通知すれば、当該事項に係る情報が株主に提供されたものとみなすものとする（会社法施行規則第133条、会社計算規則第133条）
- 3 いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度の特例措置に関する経過措置の規定を削除する（会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（令和3年法務省令第45号）附則第2条ただし書）
- 4 その他、形式的整備を含む所要の改正を行うものとする（会社法施行規則

第2条第3項第14号及び第20号、会社計算規則第126条第2項)。

第3 施行期日

公布の日から施行する予定である。ただし、いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度に関する改正規定は、令和5年3月1日から施行することを予定している。

以 上